

蔵王山火山防災協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、蔵王山火山防災協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、蔵王山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、宮城県、山形県、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市が共同で設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号について協議を行う。

- (1) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップに関する事
- (2) 噴火警戒レベルに関する事
- (3) 避難計画に関する事
- (4) 火山防災マップ等による住民や登山者等への情報発信に関する事
- (5) 法第5条第2項の規定による宮城県及び山形県の地域防災計画の定めに対する意見に関する事
- (6) 法第6条第3項の規定による蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市の地域防災計画の定めに対する意見に関する事
- (7) 火山の活動状況に係る情報共有に関する事
- (8) 観光客及び登山者に係る火山防災対策に関する事
- (9) 防災訓練の推進や防災意識の啓発活動に関する事
- (10) 避難施設の整備や装備品の備蓄に関する事
- (11) その他必要と認められる事

(協議会の組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は宮城県知事とする。
- 3 会長は協議会を代表して会務を総理する。
- 4 協議会に副会長を置き、副会長は山形県知事とする。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(協議会の開催)

第5条 会議は会長が必要と認めるときに招集し、議事進行は会長が務めるものとする。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席により開催し、協議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員は、出席が困難であるときは、その代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認める場合には、別表1に掲げる者以外の者に出席を求めることができる。
- 5 会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分をすることができる。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき
 - (2) 軽微な事項について協議するとき
- 2 会長は、前項の専決処分をしたときは、委員に報告する。

(幹事会)

第7条 協議会の下に幹事会を置き、別表2に掲げる者で構成する。

- 2 幹事会は、協議会の会議に付すべき事項をあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は会長が指名する者とする。
- 4 幹事長は幹事会の事務を総理する。
- 5 幹事会に副幹事長を置き、副幹事長は幹事長が指名する。
- 6 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 幹事会には、別表3に掲げる火山専門家をアドバイザーとして置く。
- 8 会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、幹事会の開催に代えることができる。

(部会)

第8条 幹事会の下に、協議会の所掌事務の詳細検討のため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、別表2に掲げる者の所属の実務担当者とする。
- 3 部会の座長は幹事会の幹事長が指名するものとする。
- 4 部会は、必要に応じて前条第7項に規定する火山専門家の意見を聴くことができる。
- 5 座長は、必要があると認める場合には、別表2に掲げる者が所属する機関以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会、幹事会及び部会の事務処理のため、宮城県復興・危機管理部防災推進課に事務局を置く。

(運営経費)

第10条 協議会の運営経費は、構成自治体の宮城県、山形県、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市で負担する。

2 負担金の額は、別に定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年3月23日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年3月29日から適用する。

但し、別表2の改正については平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和7年3月1日から適用する。

別表 1 （第 4 条関係） 蔵王山火山防災協議会 委員名簿

区分 (法第 4 条第 2 項 中該当する号)	所属・役職名及び氏名
都道府県 (第 1 号)	宮城県知事
	山形県知事
市町村 (第 1 号)	蔵王町長
	七ヶ宿町長
	川崎町長
	山形市長
	上山市長
気象台 (第 2 号)	仙台管区気象台長
	山形地方気象台長
地方整備局 (第 3 号)	東北地方整備局長
陸上自衛隊 (第 4 号)	陸上自衛隊第 6 師団長
警察 (第 5 号)	宮城県警察本部長
	山形県警察本部長
消防 (第 6 号)	仙南地域広域行政事務組合消防長
	山形市消防長
	上山市消防長
火山専門家 (第 7 号)	東北大学大学院理学研究科 特任教授 三浦 哲
	山形大学理学部理学科 教授 伴 雅雄
	新潟大学 名誉教授 丸井 英明
その他 (第 8 号)	白石市長
	一般社団法人白石市観光協会長
	一般社団法人蔵王町観光物産協会長
	七ヶ宿町観光協会長
	川崎町観光協会長
	一般社団法人山形市観光協会長
	蔵王温泉観光協会長
	一般社団法人上山市観光物産協会長
	蔵王坊平観光協議会長
	国土地理院東北地方測量部長
	仙台森林管理署長
	山形森林管理署長

別表 2（第 7 条関係） 蔵王山火山防災協議会幹事会 幹事名簿

所属・役職名
宮城県復興・危機管理部危機管理監
宮城県復興・危機管理部防災推進課長
宮城県復興・危機管理部消防課長
宮城県環境生活部自然保護課長
宮城県経済商工観光部観光戦略課観光誘客推進担当課長
宮城県土木部道路課長
宮城県土木部防災砂防課長
宮城県教育庁生涯学習課長
宮城県大河原地方振興事務所総務部長
宮城県大河原土木事務所長
山形県防災くらし安心部長
山形県防災くらし安心部防災危機管理課長
山形県環境エネルギー部みどり自然課長
山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課長
山形県県土整備部管理課長
山形県県土整備部道路保全課長
山形県県土整備部砂防・災害対策課長
山形県村山総合支庁総務企画部総務課長（兼）防災安全室長
宮城県白石市危機管理課長
宮城県白石市商工観光課長
宮城県蔵王町総務課長
宮城県蔵王町農林観光課長
宮城県七ヶ宿町総務課長
宮城県七ヶ宿町ふるさと振興課長
宮城県川崎町総務課長
宮城県川崎町地域振興課長
山形県山形市総務部防災対策課長
山形県山形市商工観光部観光戦略課長
山形県上山市庶務課長
山形県上山市観光・ブランド推進課長
仙台管区気象台気象防災部火山対策調整官
山形地方気象台防災管理官
東北地方整備局防災対策技術分析官
東北地方整備局河川部広域水管理官
仙台河川国道事務所地域防災調整官
山形河川国道事務所事業対策官
新庄河川事務所副所長
陸上自衛隊第 6 師団司令部第 3 部長

宮城県警察本部警備課長
大河原警察署長
白石警察署長
山形県警察本部警備第二課長
山形警察署長
上山警察署長
仙南地域広域行政事務組合消防本部警防課長
山形市消防本部警防課長
上山市消防署長
一般社団法人蔵王町観光物産協会事務局長
一般社団法人山形市観光協会常務理事
蔵王温泉観光協会理事
国土地理院東北地方測量部次長
仙台森林管理署次長
山形森林管理署次長

別表３（第７条関係） 蔵王山火山防災協議会幹事会 アドバイザー名簿

火山専門家 所属・役職名及び氏名
東北大学大学院理学研究科 特任教授 三浦 哲
山形大学理学部理学科 教授 伴 雅雄
新潟大学 名誉教授 丸井 英明